

(別紙様式)

業務改善の実施状況報告

組織名	水産庁資源管理部沿岸沖合課	連絡先	03-6744-2393
所管する業務の概要	沿岸、沖合又は内水面における漁業の指導及び監督に関すること並びに遊漁船業の発達、改善及び調整に関すること（取締りを除く）。		

1. 職員の基本的な心構え・行動について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
・各種照会、苦情等への対応においては、「接遇マニュアル」及び「ビジョンステートメント」に沿って、分かりやすい言葉を用いて丁寧に対応している。	・引き続き、各種照会や苦情への対応の際、十分な理解が得られない場合に備え、資料送付や説明のフォロー等の対応について徹底する。
・関係者との会合等の際、関連する政策、事業等の質問に適切に回答するための情報収集に努めるとともに、終了後には会合の内容につき課内での情報共有を欠かさずに行う。	・引き続き、所管事項に関連する政策、事業等についての情報収集及び課内での情報共有を徹底する。また、必要に応じ他局の各政策にも留意するよう心がける。
・農林水産省職員として、水産庁の業務のみならず、他局の各政策も意識するよう心がける。	

2. 国民視点に立った業務の遂行について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
・国民の権利・義務に関係するなど、重要と考えられる施策については、パブリックコメントの制度を活用している。	・引き続き、国民の視点に常に立つ意識を怠らず、漁業関係団体等との各種会合の場を活用する等、可能な限り現場に出向き、政策ニーズの把握に努める。
・関係団体等との各種会合の場を活用し、関係者との意見交換を積極的に行い、現場からの政策ニーズを把握している。	・外部からの照会等については、これまで同様に担当者への連絡

・外部からの照会や情報提供については、照会を受けた者から関係課員へ速やかに周知し、検討を怠らないようにしている。

・食の安全については、当課の業務で直接的に関係のあるものはないが、もうかる漁業創設支援事業等において、課員が生産者等と意見交換する際に、例えば衛生面での設備改善計画について指導するなど、食の安全について意識啓発を図っている。

及び周知を徹底するとともに、照会者が「たらい回し」となることのないよう、照会内容を十分理解し把握した上で適切に対応する。

・引き続き、事業関係者に対し、必要に応じ食の安全確保のための取組の意識向上を図る。また、食の安全に関する情報提供がなされた際には、関係局課に適切に情報提供を行う等迅速に対応する。

3. 業務を適切かつ円滑に遂行するための職場環境づくりについて	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
・週に1度課内会議を行い、各班の業務状況の報告や個人の業務状況の意見交換や相談ができる場を設けている。 ・業務チェック等のための報告、連絡、相談を徹底するとともに、自分の所掌事務の壁を越えて、お互いの業務や能力の向上に協力している。	・引き続き、コミュニケーションの取りやすい良好な課内環境を維持し、日常的に業務報告、情報共有を行うことにより円滑な業務の推進を図る。

4. その他の農林水産省改革を進めるための取組について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策